

ヤマザキ学園大学間接経費の受入れに関する取扱内規

平成 27 年 3 月 3 日 制定(常務理事会承認)

(目的)

第 1 条 この内規は、ヤマザキ学園大学公的研究費取扱規程第 15 条第 4 項の規定に基づき、公的研究費に係る間接経費の受入れに関して必要な事項を定める。

(間接経費の譲渡及び用途)

第 2 条 研究者が交付を受けた公的研究費については、その間接経費を本学に譲渡し、ヤマザキ学園大学（以下「本学」という。）はこれを受入れる。

2 前項の規定により受入れた間接経費は、研究者の研究環境の改善及び研究機関としての本学全体の機能の向上を図ること並びに本学の公的研究費に係る管理体制を整備することを目的として、使用しなければならない。

3 本学は、間接経費を使用するに当たっては、学長の責任の下で、公的研究費の交付を受けた研究の遂行に伴う本学の管理等に必要な経費として、公正かつ適正に、また、計画的かつ効率的に使用する。

4 その他、間接経費については、当該研究費の配分機関が定める使用ルール等の定めによる。

(間接経費の執行方法等)

第 3 条 間接経費の執行方法は、直接経費に準ずる。ただし、直接経費で執行すべき経費について間接経費を使用することはできない。

(利子の取扱い)

第 4 条 研究者は、公的研究費の直接経費に関して生じた利子を、当該公的研究費に係る研究計画の遂行に使用し、又は本学に譲渡しなければならない。

2 本学は、前項の規定による利子の譲渡があったときは、これを受入れ、公的研究費に係る共通の事務遂行に係る経費に使用するものとする。

(内規の改廃)

第 5 条 この内規の改正及び廃止は、常務理事会の議を経て理事長が行う。

附 則（平成 27 年 2 月 9 日教授会承認、平成 27 年 3 月 3 日常務理事会承認）

この附則は、平成 27 年 3 月 3 日から制定施行する。